

※ 融資関係

● 稲敷市中小企業事業資金融資あっ旋規則 第 5 条の運用について【確認】

① 市外の事業者が利用する場合

- ・市税（法人市民税、固定資産税等）を納付していること。  
（「法人の事務所・事業所等の開設申告書」の届けが出されていること。）
- ・住居地（本店所在地）の税に、5 年間未納がないこと。
- ・テナント営業の場合は、基本的に利用不可とする。

例 1] 住まい竜ヶ崎、稲敷市内のテナントで営業 → 不可

例 2] 住まい竜ヶ崎、稲敷市内に店舗・工場 → 可  
（法人市民税・固定資産税の納付）

② 市内居住者（本店登記）で、市外に事業所を有する場合

- ・市税（法人市民税、固定資産税等）を納付していること。
- ・商工会または金融機関において営業の状況や財務内容の把握が確実にできること。（申込者を管轄する商工会、金融機関に照会することも可）

例 1] 住まい稲敷市、竜ヶ崎市内のテナントで営業 → 可

例 2] 住まい稲敷市、竜ヶ崎市内に店舗・工場 → 可  
（いずれも稲敷市の法人市民税・固定資産税の納付）

実施の時期 : 平成 17 年 7 月 25 日より適用する。

実施の時期 : この運用の改正は、平成 19 年 10 月 23 日より適用する。

※ 稲敷市中小企業事業資金融資あっ旋規則

第 8 条（資金の使途）、第 13 条（調査及び審査）の運用について【新規】

● 借換資金申込みの場合

資金申込みが借り換え資金を含む場合、既往借り入れについて2分の1以上の返済が滞りなく行われていること。

● 資金使途が、車両購入資金の場合

原則として営業用車両のみ対象とする。

対象車両が自家用乗用車の場合は、見積書の車両本体価格が300万円以下（税込）の車両のみ、あっ旋の対象とする。

● 営業内容等が把握困難な場合

審査会は、申込者の営業内容、経営者の人柄、経営姿勢等把握困難な案件については、金融機関及び事務局に再調査を指示又はあっ旋を見送ることがある。

● 商工会への加入について

商工会未加入者の申し込みについては、商工会が法律に基づき設置された中小企業の指導育成機関であること、並びに稲敷市でも補助金を交付し事業活動を支援していることに鑑み、極力商工会に加入し、中小・小規模事業者に対する国・県・市の施策を有効に利用するよう勧めること。

特に金融機関は、商工会への加入を積極的に働きかけることとする。

実施の時期　：　平成 19 年 11 月 1 日より適用する。